

資料提供
和歌山県と同時提供

令和6年10月9日



担当課	建築指導課
担当者	和田 橋本
電話	(073) 435-1100
内線	2963

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の結果を公表します

和歌山県耐震改修促進計画において、地震により建築物が道路に倒壊して緊急車両等の通行が阻害されることを防ぐため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、高速道路ICと主要な県有施設や各市町村役場等を結ぶ道路を沿道建築物の耐震化を促進すべき道路として令和3年4月1日に指定されました。

これにより、昭和56年5月31日以前に建築された一定の高さの沿道建築物に対して、耐震診断の結果の報告を義務付けられ、和歌山市内に存するものは、和歌山市が公表することとなっています。

このたび、所有者からの耐震診断結果の報告のとりまとめが完了したことから、同法9条に基づき耐震診断の結果の一覧を公表します。

大規模地震により倒壊する危険性が高い建築物などに対して、引き続き所有者に耐震改修等をお願いするなど、県とともに沿道建築物の耐震化を促進していきます。

1. 対象建築物の状況（指定時99棟、公表対象86棟、耐震化16棟）

（棟）

	指定時 対象建築物	除去 建替え (耐震化)	公表 対象建築物	大規模の地震の震動及び衝撃に対する 倒壊又は崩壊する危険性			未報告
				危険性 高い Ⅰ	危険性 ある Ⅱ	危険性 低い(耐震化) Ⅲ	
和歌山県全体	99	13	86	67	15	3	1
和歌山県所管	78	8	70	55	13	1	1
和歌山市所管	21	5	16	12	2	2	0

2. 公表方法について

- ・ 所管行政庁ごとに公表（和歌山市、和歌山県）

和歌山市所管の対象建築物の公表URL

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai_jyougesuidou/1001110/1010370/1059668.html

県所管の対象建築物の公表URL

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00218354.html>

3. 別添資料

緊急輸送道路沿道建築物について

緊急輸送道路沿道建築物について

建築物の耐震改修の促進に関する法律改正 (平成25年11月25日施行)

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により耐震改修促進計画に耐震化を促進すべき緊急輸送道路等を位置付けることが可能に

耐震化を促進すべき道路の指定 (県耐震改修促進計画にて令和3年4月1日指定)

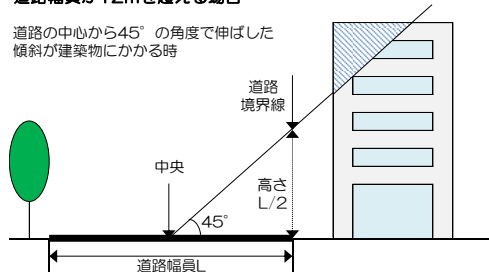
- 緊急輸送道路のうち、高速道路ICと主要な県有施設や各市町村役場等を結ぶ道路を特に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路に指定【耐促法第5条第3項第2号】

耐震診断の義務化 (報告期限 令和6年3月31日まで)

- 指定された緊急輸送道路の沿道建築物のうち、旧耐震建築物(昭和56年5月31日以前に着手)で、道路幅員の1/2以上の高さのものが対象

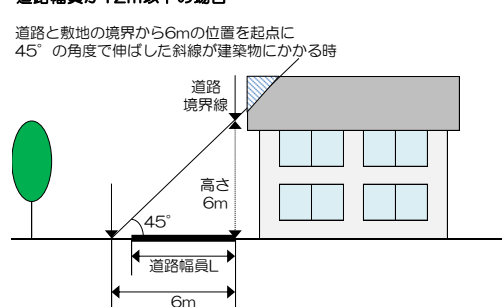
道路幅員が12mを超える場合

道路の中心から45°の角度で伸ばした傾斜が建築物にかかる時



道路幅員が12m以下の場合

道路と敷地の境界から6mの位置を起点に45°の角度で伸ばした斜線が建築物にかかる時



- 対象沿道建築物の所有者は耐震診断の結果を所管行政庁(和歌山市内に存するものは和歌山市)に報告【耐促法第7条第2号】

耐震診断の結果の公表

- 公表棟数 86棟(市所管16棟 県所管70棟)

報告を受けた所管行政庁は、耐震診断の結果を公表【耐促法第9条】

- 公表日 令和6年10月9日(和歌山県同日公表)

- 公表方法 和歌山市所管：和歌山市建築指導課ホームページに掲載
県所管：和歌山県建築住宅課ホームページに掲載

耐震化の支援 (令和8年3月31日まで)

- 沿道建築物の耐震設計・耐震改修等の支援については、県で行っています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00207486.html>

※補助金に関しては和歌山県建築住宅課にお問い合わせください。